

住 民 税

本試験問題

〔第一問〕 問 1

問 1 道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割に関し、それぞれ以下の点について述べなさい。なお、未成年者口座内上場株式等に係る特例について述べる必要はない。

- (1) 納税義務者（道府県民税利子割については非課税の対象についても述べること。）
- (2) 税率
- (3) 徴収方法
- (4) 道府県民税配当割額又は道府県民税株式等譲渡所得割額の個人住民税所得割からの税額控除

〔第一問〕 問 2

問 2 公的年金等に係る所得に係る個人住民税の特別徴収制度に関し、以下の点について述べなさい。

- (1) 対象者及び対象となる給付
- (2) 徴収税額及び徴収方法（特別徴収の対象となる年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合の取扱いについても述べること。）

〔第二問〕 (1) ①・②

- ① 給与所得に係る収入金額
 - ・ A 社から支払を受けた給与収入金額 7,850,000円
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細
 - ・ 甲の勤務状況
 - 平成 8 年 12 月 20 日 A 社に就職
 - 令和元年 7 月 4 日 A 社を退職
 - ・ A 社から支給を受けた一般退職手当の収入金額 (令和元年 8 月 10 日支給) 16,240,000円

TAC予想問題

●実力完成答練 第 3 回〔第一問〕 問 2

問 2 道府県民税株式等譲渡所得割について、道府県民税配当割と比較しつつ、制度の概要及び特徴について述べなさい。

●全国公開模試〔第一問〕 問 2

問 2 道府県民税利子割について、個人の住民税所得割との違いに留意しつつ述べなさい。

●実力完成答練 第 2 回〔第一問〕 問 1

問 1 令和元年中において公的年金等に係る所得のみを有する納税義務者に係る、令和 2 年度分の住民税の特別徴収の制度について説明しなさい。

なお、当該納税義務者は令和元年から公的年金等を受給している。

●実力完成答練 第 4 回〔第二問〕 問 1 (2)・(3)

(2) 給与所得に関する資料

- ① X 株式会社から退職までに支給を受けた給与収入金額 (支給日毎月 25 日) 7,150,000円
- ② 特定支出の合計額 (職務の遂行に直接必要な支出に該当する旨の証明を受けている。) 980,000円
- ③ 令和元年 10 月分の特別徴収税額の月割額は徴収済である。

(3) 退職手当に関する資料

- ① X 株式会社から支給を受けた退職手当の金額 (令和元年 10 月 30 日支給) 19,480,000円
 なお、甲は退職所得申告書を適法に提出しており、所得税の確定申告に際してはこの退職金を除外して申告している。
- ② 甲の勤務状況
 - 平成 11 年 4 月 1 日 X 株式会社に就職 (B 市は X 社を特別徴収義務者に指定している。)
 - 令和元年 10 月 30 日 X 株式会社を自己都合により退職 (再就職していない。)

ズバリ的中!

〔第二問〕(1) ③～⑤ <table> <tr> <td>③ 支払社会保険料</td><td>1,077,000円</td></tr> <tr> <td>④ 支払生命保険料</td><td></td></tr> <tr> <td>・一般生命保険料（平成6年5月20日締結）</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>・個人年金保険料（平成14年11月15日締結）</td><td>72,000円</td></tr> <tr> <td>⑤ 支払地震保険料等</td><td></td></tr> <tr> <td>・旧長期損害保険料（平成16年3月29日締結）</td><td>11,000円</td></tr> <tr> <td>・地震保険料</td><td>33,000円</td></tr> </table>	③ 支払社会保険料	1,077,000円	④ 支払生命保険料		・一般生命保険料（平成6年5月20日締結）	50,000円	・個人年金保険料（平成14年11月15日締結）	72,000円	⑤ 支払地震保険料等		・旧長期損害保険料（平成16年3月29日締結）	11,000円	・地震保険料	33,000円	●直前対策講義（第1回）補助問題 ⑦～⑨ <table> <tr> <td>⑦ 支払社会保険料</td><td>730,000円</td></tr> <tr> <td>⑧ 支払生命保険料</td><td></td></tr> <tr> <td>・一般生命保険料（平成7年締結）</td><td>41,000円</td></tr> <tr> <td>・個人年金保険料（平成28年締結）</td><td>57,000円</td></tr> <tr> <td>・介護医療保険料（平成30年締結）</td><td>32,000円</td></tr> <tr> <td>⑨ 支払地震保険料等</td><td></td></tr> <tr> <td>・旧長期損害保険料（平成18年締結）</td><td>13,000円</td></tr> <tr> <td>・地震保険料</td><td>38,000円</td></tr> </table> ●直前対策講義（第3回）補助問題 (3)～(5) <table> <tr> <td>(3) 支払社会保険料</td><td>944,100円</td></tr> <tr> <td>(4) 支払生命保険料等</td><td></td></tr> <tr> <td>・一般の生命保険料（平成23年契約締結）</td><td>180,000円</td></tr> <tr> <td>・個人年金保険料（平成23年契約締結）</td><td>62,400円</td></tr> <tr> <td>・介護医療保険料（平成25年契約締結）</td><td>58,000円</td></tr> <tr> <td>(5) 支払地震保険料</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>（うち旧長期損害保険料（平成18年11月29日締結）分</td><td>15,600円）</td></tr> <tr> <td>（うち地震保険料分</td><td>24,000円）</td></tr> </table> ●直前予想答練〔第二問〕(4)～(6) <table> <tr> <td>(4) 支払社会保険料</td><td>511,800円</td></tr> <tr> <td>(5) 支払生命保険料</td><td></td></tr> <tr> <td>① 平成26年10月に契約を締結した生命保険契約に係る保険料</td><td>52,000円</td></tr> <tr> <td>② 平成26年11月に契約を締結した個人年金契約に係る保険料</td><td>28,000円</td></tr> <tr> <td>③ 平成25年10月に契約を締結した介護医療保険料</td><td>8,500円</td></tr> <tr> <td>(6) 支払地震保険料（二つの契約に係る保険料である。）</td><td></td></tr> <tr> <td>① 旧長期損害保険料分（平成18年12月締結）</td><td>15,000円</td></tr> <tr> <td>② 地震保険料分</td><td>16,000円</td></tr> </table>	⑦ 支払社会保険料	730,000円	⑧ 支払生命保険料		・一般生命保険料（平成7年締結）	41,000円	・個人年金保険料（平成28年締結）	57,000円	・介護医療保険料（平成30年締結）	32,000円	⑨ 支払地震保険料等		・旧長期損害保険料（平成18年締結）	13,000円	・地震保険料	38,000円	(3) 支払社会保険料	944,100円	(4) 支払生命保険料等		・一般の生命保険料（平成23年契約締結）	180,000円	・個人年金保険料（平成23年契約締結）	62,400円	・介護医療保険料（平成25年契約締結）	58,000円	(5) 支払地震保険料	50,000円	（うち旧長期損害保険料（平成18年11月29日締結）分	15,600円）	（うち地震保険料分	24,000円）	(4) 支払社会保険料	511,800円	(5) 支払生命保険料		① 平成26年10月に契約を締結した生命保険契約に係る保険料	52,000円	② 平成26年11月に契約を締結した個人年金契約に係る保険料	28,000円	③ 平成25年10月に契約を締結した介護医療保険料	8,500円	(6) 支払地震保険料（二つの契約に係る保険料である。）		① 旧長期損害保険料分（平成18年12月締結）	15,000円	② 地震保険料分	16,000円
③ 支払社会保険料	1,077,000円																																																														
④ 支払生命保険料																																																															
・一般生命保険料（平成6年5月20日締結）	50,000円																																																														
・個人年金保険料（平成14年11月15日締結）	72,000円																																																														
⑤ 支払地震保険料等																																																															
・旧長期損害保険料（平成16年3月29日締結）	11,000円																																																														
・地震保険料	33,000円																																																														
⑦ 支払社会保険料	730,000円																																																														
⑧ 支払生命保険料																																																															
・一般生命保険料（平成7年締結）	41,000円																																																														
・個人年金保険料（平成28年締結）	57,000円																																																														
・介護医療保険料（平成30年締結）	32,000円																																																														
⑨ 支払地震保険料等																																																															
・旧長期損害保険料（平成18年締結）	13,000円																																																														
・地震保険料	38,000円																																																														
(3) 支払社会保険料	944,100円																																																														
(4) 支払生命保険料等																																																															
・一般の生命保険料（平成23年契約締結）	180,000円																																																														
・個人年金保険料（平成23年契約締結）	62,400円																																																														
・介護医療保険料（平成25年契約締結）	58,000円																																																														
(5) 支払地震保険料	50,000円																																																														
（うち旧長期損害保険料（平成18年11月29日締結）分	15,600円）																																																														
（うち地震保険料分	24,000円）																																																														
(4) 支払社会保険料	511,800円																																																														
(5) 支払生命保険料																																																															
① 平成26年10月に契約を締結した生命保険契約に係る保険料	52,000円																																																														
② 平成26年11月に契約を締結した個人年金契約に係る保険料	28,000円																																																														
③ 平成25年10月に契約を締結した介護医療保険料	8,500円																																																														
(6) 支払地震保険料（二つの契約に係る保険料である。）																																																															
① 旧長期損害保険料分（平成18年12月締結）	15,000円																																																														
② 地震保険料分	16,000円																																																														
〔第二問〕(1) ⑥ <table> <tr> <td>⑥ 令和元（平成31）年中に支出した寄附金の金額</td><td></td></tr> <tr> <td>・P市に対して寄附した金額</td><td>74,000円</td></tr> <tr> <td>・Q町に対して寄附した金額</td><td>25,000円</td></tr> </table> 注 甲は確定申告書を提出しておらず、P市及びQ町に対して寄附した金額については地方税法附則第7条に基づく寄附金税額控除に係る申告の特例の適用を受けている。なお、P市及びQ町は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。	⑥ 令和元（平成31）年中に支出した寄附金の金額		・P市に対して寄附した金額	74,000円	・Q町に対して寄附した金額	25,000円	●直前対策講義（第1回）補助問題 <table> <tr> <td>④ 令和元年中に支出した寄附金の額</td><td></td></tr> <tr> <td>・K市に対して寄附した金額</td><td>20,000円</td></tr> </table> K市に対する寄附金は特例控除対象寄附金に該当するものであり、これを支出する際、寄附金税額控除に係る申告特例申請書をK市に適切に送付し、K市からY市へ寄附金税額控除に係る申告特例通知書が適切に送付されている。 ●全国公開模試〔第二問〕 <table> <tr> <td>⑦ 支払寄附金額</td><td></td></tr> <tr> <td>・R県S市に対して寄附した金額</td><td>120,000円</td></tr> </table> 特例控除対象寄附金に該当するものであり、R県S市に対する寄附金を支出する際、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を同市に適切に送付し、同市からY市へ寄附金税額控除に係る申告特例通知書が適切に送付されている。	④ 令和元年中に支出した寄附金の額		・K市に対して寄附した金額	20,000円	⑦ 支払寄附金額		・R県S市に対して寄附した金額	120,000円																																																
⑥ 令和元（平成31）年中に支出した寄附金の金額																																																															
・P市に対して寄附した金額	74,000円																																																														
・Q町に対して寄附した金額	25,000円																																																														
④ 令和元年中に支出した寄附金の額																																																															
・K市に対して寄附した金額	20,000円																																																														
⑦ 支払寄附金額																																																															
・R県S市に対して寄附した金額	120,000円																																																														
〔第二問〕(2) ①・③ (2) 甲の妻（昭和33年5月30日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）の所得等の状況 <table> <tr> <td>① 給与所得に係る収入金額</td><td></td></tr> <tr> <td>・B社から支払を受けた給与収入金額</td><td>1,460,000円</td></tr> <tr> <td>② 雑所得に係る収入金額等の明細</td><td></td></tr> <tr> <td>・原稿の収入</td><td>275,000円</td></tr> <tr> <td>・必要経費</td><td>55,000円</td></tr> </table> ③ 令和元年分の甲の配偶者控除等申告者において、配偶者特別控除の対象とされている。	① 給与所得に係る収入金額		・B社から支払を受けた給与収入金額	1,460,000円	② 雑所得に係る収入金額等の明細		・原稿の収入	275,000円	・必要経費	55,000円	●直前対策講義（第3回）補助問題 甲と生計を一にする家族の所得等の状況（長女以外は甲と同居をしている。） <table> <tr> <td>(1) 甲の妻（昭和43年3月9日生）</td><td></td></tr> <tr> <td>① B会社から支払を受けた給与収入金額</td><td>987,000円</td></tr> <tr> <td>③ 甲の確定申告書において配偶者特別控除の対象とされている。</td><td></td></tr> </table>	(1) 甲の妻（昭和43年3月9日生）		① B会社から支払を受けた給与収入金額	987,000円	③ 甲の確定申告書において配偶者特別控除の対象とされている。																																															
① 給与所得に係る収入金額																																																															
・B社から支払を受けた給与収入金額	1,460,000円																																																														
② 雑所得に係る収入金額等の明細																																																															
・原稿の収入	275,000円																																																														
・必要経費	55,000円																																																														
(1) 甲の妻（昭和43年3月9日生）																																																															
① B会社から支払を受けた給与収入金額	987,000円																																																														
③ 甲の確定申告書において配偶者特別控除の対象とされている。																																																															

ズバリ的中!

〔第二問〕(3) ①

① 利子所得に係る収入金額

- 甲の長女を名義人とする定期預金の利子 18,000円
(支払日 令和元年11月27日、支払者の所在地はX県)
- 甲の長女を名義人とする特定公社債の利子 26,000円
(支払日 平成31年2月5日、支払者の所在地はX県)

② 全ての利子について源泉徴収され、特定公社債の利子については所得税の確定申告者において分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

●直前対策講義(第1回)補助問題

① 国債の利子

- (注1) 支払の取扱者所在地はX県である。 30,000円
(注2) 国債の利子について、a源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書に記載されている。この利子は、分離課税により申告されている。
なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

●全国公開模試〔第二問〕

- ① 国債の利子 88,000円
特定公社債に該当するものであり、支払の取扱者の所在地はX県である。
国債は、N源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書に記載されている。
なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択するものではない。

〔第二問〕(3) ②

② 株式に係る配当所得に係る収入金額

(単位:円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a株式(上場)	年1回	1月	令和元年5月15日	令和元年5月11日	32,000
b株式(上場)	年1回	3月	令和元年9月21日	令和元年8月24日	67,000
c株式(非上場)	年1回	3月	令和元年8月7日	令和元年6月29日	41,000

- (注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。
(注2) a、b株式は源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

●直前対策講義(第2回)補助問題

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位:円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
x株式(未公開)	年1回	2月	R.元.8.27	R.元.7.25	100,000
y株式(上場)	年1回	3月	R.元.7.19	R.元.6.30	34,500
z株式(上場)	年1回	12月	R.元.5.5	H31.4.20	62,500

- (注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。
なお、持株割合は、3%未満である。
(注2) y株式及びz株式は一般口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されており、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

●全国公開模試〔第二問〕

② 株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位:円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
a株式(非上場)	年1回	3月	R.元.7.12	R.元.6.15	315,641円
b株式(上場)	年1回	3月	R.元.7.20	R.元.6.18	163,155円
c受益権(上場)	年1回	7月	R.元.7.15	R.元.7.15	265,269円

- (注1) すべての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。
(注2) b株式及びc受益権は、N源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。
なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択するものではない。

〔第二問〕(4) ②

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位:円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
書画	平成28年12月8日	平成31年3月4日	830,000	180,000	10,000	個人
骨董品	平成19年8月27日	令和元年7月2日	2,265,000	530,000	20,000	個人
絵画	平成24年3月5日	令和元年11月27日	1,210,000	30,000	5,000	個人

③ 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の長女の夫によって証明されている。

●直前予想答練〔第二問〕

① 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位:円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
骨董品	平21.4.17	令元.5.14	240,000	170,000	0	個人
指輪	平25.2.27	平31.3.10	230,000	280,000	0	個人
絵画	平29.11.24	令元.5.14	2,150,000	1,436,700	5,000	個人
ゴルフ会員権	平30.9.4	令元.8.15	2,268,000	2,305,300	6,000	個人

- (注1) 骨董品の時価は250,000円、指輪の時価は300,000円、絵画の時価は2,200,000円である。
(注2) 全ての資産の取得費については、甲の妻によって証明されている。

●全国公開模試〔第二問〕

- (5) 甲の長男の子(平成29年12月25日生)の所得等の状況(甲の長男と生計を一にし、同居を常況としている。)
① 所得なし。
② 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が3級である旨記載されている。
③ 甲の長男の給与支払報告書において、甲の長男の扶養親族とされている。

ズバリ的中!

〔第二問〕(5) ①・②

- (5) 甲の父（昭和5年9月1日生）（甲の母と生計を一にし、同居を常況としている。）の所得等の状況
- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,460,000円
- ② 山林（平成6年取得）の譲渡に係る収入金額等の明細
- 譲渡に係る収入 4,840,000円
 - 山林の譲渡に要した伐採費、運搬費その他租税特別措置法施行規則第12条に掲げる費用の合計 2,680,000円
- ③ 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法30」と記載されている。

〔第二問〕(6) ①

① 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
d土地	平成26年5月3日	令和元年12月14日	35,000,000	21,000,000	300,000	個人
e土地	平成17年1月21日	令和元年9月22日	47,000,000	15,000,000	660,000	国
f土地	平成29年10月10日	令和元年12月12日	22,000,000	9,500,000	800,000	個人

- (注1) 甲の母の確定申告書において、e土地は国が土地区画整理事業として行う公共施設の整理事業の用に供するため買い取ったものであることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には租特法34と記載されている。
- (注2) 全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の母によって証明されている。

●直前対策講義（第2回）補助問題

- ② 山林（昭和57年取得）の譲渡による収入金額 5,000,000円
山林の譲渡に要した伐採費、運搬費その他租税特別措置法施行規則第12条に掲げる費用の合計額 1,450,000円
③ 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄に、租特法30と記載されている。
- ③ 老齢厚生年金の収入金額 4,300,000円

●直前予想答練〔第二問〕

- ③ 山林を伐採・譲渡したことによる収入金額等の明細
なお、甲の父は青色申告者以外の者に該当する。
- イ 山林（昭和61年取得）の譲渡による収入金額 3,680,000円
ロ 山林の譲渡に係る必要経費 350,000円
必要経費の内訳
植林費 70,000円 伐採譲渡費用 280,000円
ハ 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」欄に、租税特別措置法第30条と記載されている。

●直前対策講義（第2回）補助問題

(3) 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先	注
骨董品	H25.3.11	R元.5.2	100,000	300,000	-	個人	
特許権	R元.10.1	R元.12.15	1,860,000	1,000,000	86,000	個人	1
a土地	S27.12.31	R元.12.11	18,500,000	不明	175,000	X県住宅供給公社	2
b土地	H27.3.25	R元.8.21	21,074,000	10,800,000	174,000	Y市	3
家屋	H28.4.10	R元.8.21	17,054,000	12,270,000	134,000	Y市	3
a上場株式	H29.8.5	R元.10.12	856,000	857,600	1,000	個人	4
b上場株式	R元.2.2	H31.3.10	1,050,000	1,060,000	40,000	金融商品取引業者	5

- (注1) 特許権は、甲が自己の研究の成果により取得したものである。
- (注2) 甲の確定申告書において、a土地はX県住宅供給公社の行う住宅建設のために譲渡されたことが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には租特法34の2と記載されている。
- (注3) 甲の確定申告書において、b土地及び家屋はY市が土地区画整理事業として行う公共施設の整理事業のために買い取ったものであることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には租特法34と記載されている。

●直前予想答練〔第2問〕

② 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
a土地	平4.2.8	平31.3.14	42,000,000	17,900,000	850,000	X県
b土地	昭36.4.3	令和元.11.29	8,736,000	不明	164,200	個人

- ③ 1 a土地の譲渡は、土地区画整理法による土地区画整理事業の用に供するため、X県が買い取った旨証明されている。
- 2 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」欄に、租税特別措置法第34条と記載されている。

ズバリ的中!